

# 指定居宅介護支援重要事項説明書

小田川荘は介護保険の指定を受けています。  
(井原市指定 第3372900013号)

小田川荘は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5
8. 事故発生時の対応	6
9. 個人情報	6

小田川荘居宅介護支援事業所

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 芳 仙 会
- (2) 法人所在地 岡山県井原市芳井町川相351番地
- (3) 電話番号 (0866) 72-1577
- (4) 代表者氏名 理事長 三宅慎太郎
- (5) 設立年月 平成 6年 6月15日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的  
介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 小田川荘居宅介護支援事業所  
平成11年10月1日指定 岡山県 3372900013号
- (4) 事業所の所在地 岡山県井原市芳井町川相351番地
- (5) 電話番号 (0866) 72-1577
- (6) 事業所長(管理者)氏名 三 井 津 澄 恵
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
  - 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
  - 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう複数の事業者等を紹介し公正、中立に行うものとする。また、居宅サービス原案に位置づけたサービス事業者の選定理由の説明をいつでも受けることができ、前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)を位置付けた割合について説明する。
- (8) 開設年月 平成11年10月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 井原市芳井町 美星町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 変則で土、日曜日 (8/13～8/15・12/29～1/3を除く)
受付時間	8：00～17：00
サービス提供時間帯	8：00～17：00

※介護支援専門員が休日の場合は、他の職員が代わって連絡業務を行う。

※24時間電話連絡がとれる体制あり。

#### 4. 職員の体制

小田川荘では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職員数	職務の内容
1. 管理者	1名		1名	職員及び業務の管理、ケアプラン作成

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービスの内容と利用料金

小田川荘では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

小田川荘が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、**利用者の利用料負担はありません。**

ただし、介護保険料滞納等の理由により法定代理受領ができない場合は、償還払いとさせていただきます。

#### 居宅介護支援費 (I) (円) (円)

	要介護度	利用料金 (月額)	加算 初 回	利用料金 (月額)
	1 ~ 2	10,860		3,000
	3 ~ 5	14,110		
医療連携加算	入院時情報連携加算Ⅰ (入院当日中)	2,500 円		
	入院時情報連携加算Ⅱ (入院してから3日以内)	2,000 円		
退院・退所加算	カンファレンス参加有り加算Ⅱイ	6,000 円		
	加算Ⅱロ	7,500 円		
	加算Ⅲ	9,000 円		
	カンファレンス参加無し加算Ⅰイ	4,500 円		
	加算Ⅰロ	6,000 円		
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円		
	緊急時等カンファレンス加算	2,000 円		
	通院時情報連携加算	500 円		

運営基準減算 <1月目>所定単位数の50/100に相当する単位数。

<2月以上継続している場合> 所定単位数は算定しない。

### ① サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。利用者が医療系サービスを希望している場合などは、利用者の同意を得て、主治医などの意見を求め、主治医などに対してケアプランを交付します。また、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況等、把握した状態を主治医、歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。利用者が入院の必要が生じた場合には、主治医へ担当の介護支援専門員の名前及び連絡先を報告します。利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生、その再発を防止するために指針、研修、措置を適切に実施するための担当をおき、措置を講じます。テレビ電話装置などを活用して会議の際は同意を得て行います。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>

① 小田川荘は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者の紹介を行い、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して説明し、理解を得て利用者にサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮し、利用者に提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。選定した事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事ができます。

④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

## ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

## ③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

## ④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## ⑤交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の事業実施地域を出てより要した交通費の実費（車輦の場合、1 km当たり 100 円。）をご負担いただきます。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ①小田川荘からの介護支援専門員の交替

小田川荘の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

小田川荘に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職 名〕 管理者 三井津 澄恵

○受付時間 随時、担当者不在の場合は後ほどご連絡させていただきます。

電 話 （０８６６） ７２－１５７７

F A X （０８６６） ７２－１７８９

また、ご意見箱を施設入り口に設置しています。

## （２）解決の方法

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は内容を確認し、苦情申出人に対し、報告を受けた旨を通知します。苦情受付担当者と苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。苦情解決責任者は、苦情解決結果報告書により、申出人に解決の結果を報告します。

## （３）その他の苦情申立先

①井原市役所 介護保険課 電 話（０８６６） ６２－９５１９  
F A X（０８６６） ６２－９３１０

②岡山県国民健康保険団体連合会 電 話（０８６） ２２３－８８１１  
F A X（０８６） ２２３－９１０９

## ８．事故発生時の対応

サービス事業者において事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## ９．個人情報

小田川荘の居宅介護支援専門員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。これは、退職後も同様とします。

また、以下の内容を利用目的とします。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
  - 一入退所等の管理
  - 一会計・経理
  - 一事故等の報告
  - 一当該利用者の介護サービスの向上

- ・当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち、
    - 一当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
    - 一その他の業務委託
    - 一家族等への心身の状況説明
  - ・介護保険事務のうち、
    - 一保険事務の委託
    - 一審査支払機関へのレセプトの提出
    - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 【上記以外の利用目的】
- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち、
    - 一介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
    - 一介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

## 10. 高齢者虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止の担当者を配置し、対策を検討し周知徹底を行います。また、虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修を実施していきます。

## 公正中立な業務に関する情報提供書

### 1、ご利用者が適正にサービスを選んでいただくための支援

あなたの意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成にあたっては、担当の介護支援専門員に対し複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受ける事が出来ます。

上記のように、サービスを選択するために、地域の多くのサービス事業者の情報をご説明し、納得して介護サービスを選んでいただけるようご支援します。

### 2、当事業所が偏ったサービスの選択をしていないことの情報提供

当事業所との契約時にご利用様に以下の情報を提供することが義務づけられています。

なお、この情報は定期的に市町村に報告することとなっています。

#### (1) 判定期間

令和 6 年度  前期 (3月～8月)  後期 (9月～2月)

#### (2) 訪問介護の状況

居宅サービス計画総数のうち訪問介護を位置づけた割合 21.9 %

そのうち最も多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 小田川荘ホームヘルプサービス 割合 62.1 %

そのうち2番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 日の丸ハートケア介護センター 割合 37.8 %

そのうち3番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 一期 割合 27 %

#### (2) 通所介護の状況

居宅サービス計画総数のうち通所介護を位置づけた割合 71.6 %

そのうち最も多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 小田川荘デイサービスセンター 割合 96.7 %

そのうち2番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 みずきデイサービスセンター 割合 4.9 %

そのうち3番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 デイサービスセンターよつば 割合 3.3 %

(3) 地域密着通所介護の状況

居宅サービス計画総数のうち地域密着通所介護を位置づけた割合 0 %

そのうち最も多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 割合 %

そのうち2番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 割合 %

そのうち3番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 割合 %

(4) 福祉用具貸与の状況

居宅サービス計画総数のうち福祉用具貸与を位置づけた割合 50.8 %

そのうち最も多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 割合 %

そのうち2番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 割合 %

そのうち3番目に多く位置づけた事業所名及びその割合

事業所名 割合 %

特定の介護サービス事業所に集中していることを指すのは「80%」以上とされています。当事業所では、「訪問介護（ヘルパー）」「地域密着型通所介護（小規模デイサービス）」「福祉用具貸与」のいずれも特定事業所に集中をした計画を行っておりません。ご利用者様に公正中立で適切なサービスが提供できるようご支援をいたします。

**特定の事業所に集中することが正当な理由**

・通所介護（デイサービス）においては、小田川荘デイサービスに位置づけた紹介率が、80%を超えておりますが、運営規定に定める通常の事業の実施地域（芳井町、美星町）に、事業所が5事業所未満である正当な理由に該当するものである。

令和 年 月 日

指定居宅支援の開始にあたり、利用者及び代理人に対して、契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明し交付しました。

《事業者》 所在地 岡山県井原市芳井町川相 351  
名 称 社会福祉法人 芳仙会

説明者 小田川荘居宅介護支援事業所  
職 名 介護支援専門員

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定居宅介護支援について、重要事項の説明を受け同意しました。なお、重要事項説明書9に定める個人情報が利用されることに同意します。

《利用者》 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

《代筆者》 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

《ご家族》 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印